**鵜飼観覧船予約システム及びオンライン決済等構築業務委託**

**事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

**１　趣旨**

持続可能な鵜飼観覧船事業の実現に向け、市を代表する観光資源である「ぎふ長良川の鵜飼」に訪れるお客様の利便性向上や事務効率を高めることを目的に鵜飼観覧船予約システムの充実と乗船料のオンライン決済の仕組みを構築する業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式により、公平かつ適正に実施するために、必要な事項を定めるものです。

**２　委託業務の概要**

（１）委託業務名　鵜飼観覧船予約システム及びオンライン決済等構築業務委託

（２）業務の内容　別紙「鵜飼観覧船予約システム及びオンライン決済等構築業務委託基本仕様書（以下「業務仕様書」という。）」参照

　　　　　　　　　※業務仕様書の内容は現時点の予定であり，契約候補者選定後の打合せにより変更する場合があります。

（３）期　　　間　契約締結日から令和６年３月３１日（日）まで

（４）選定方法　公募型プロポーザル方式

（５）契約者数　１者

（６）予定価格　１３，８１０，５００円（消費税及び地方消費税を含む。）

**３　参加資格等**

（１）条件

　本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ　本プロポーザルに係る提出書類を提出した日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和６２年３月２７日決裁）の規定に基づく資格停止措置を受けていないこと。

エ　岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２３年３月３１日決裁）第３条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。

オ　市町村税を滞納していないものであること。

（２）スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　容 | 期　間 |
| ① | 募集期間（公告期間） | 令和５年　５月１７日（水）から  令和５年　５月３１日（水）まで |
| ② | 質問の受付 | 令和５年　５月１７日（水）から  令和５年　５月２３日（火）まで（必着） |
| ③ | 質問の回答 | 令和５年　５月２５日（木） |
| ④ | 参加表明書の提出期限 | 令和５年　５月２６日（金） |
| ⑤ | 提出書類の受付 | 令和５年　５月１７日（水）から  令和５年　６月　２日（金）まで（必着） |
| ⑥ | 審査 | 令和５年　６月　６日（火）（予定） |
| ⑦ | 審査結果 | 契約候補者の選定後、速やかに提案者に通知します。 |
| ⑧ | 契約の締結 | 令和５年　６月下旬（予定） |

　※日程については、本市の都合により変更する場合があります。

**４　提出書類等**

（１）参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなします。以下に示す提出書類のうち、①参加表明書（様式１）、②提案者情報書（様式２）を併せて事務局まで提出してください。

参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書（様式任意・代表者印及び辞退理由必須）を提出してください。

ア　提出書類および部数（１応募者につき１提案とします。）

①　参加表明書（様式１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 １部

②　提案者情報書（様式２）・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１部

　　　③　暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式３）・・・・　　１部

　　　④　法人所在証明書及び市町村税完納証明書・・・・・・・・・・　　１部

⑤　受託者の能力が確認できる書類

（業務実績の内容が確認できる契約書等の写し、他）・・・・　　６部

　　　⑥　企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６部

　　　⑦　経費見積書（様式４－１、４－２）・・・・・・・・・・・・　　６部

　　　　　経費見積内訳書（様式４－１別紙、様式４－２別紙）・・・・　　６部

　　　※　各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手できます。

※　⑥の書類については、（２）イを参照して作成してください。

※　提出書類③から⑦までの書類にインデックスをつけ、各1部を正本として紙ファイルに綴じ、⑤から⑦は副本として紙ファイルに綴じ５部提出してください。

（２）提出書類に係る留意事項

　　ア　受託者の能力等について

　　　　　業務仕様書に基づき、同種業務の実績（平成３０年以降の同種業務の実績件数、実績内容）が確認できる契約書の写しとともに、その内容を具体的に明記した資料（Ａ４版・片面３枚以内・左上１ケ所綴り）を作成し、先進性や利便性などの内容を明記すること。実績の事例紹介については最大3件までとする。

　　イ　企画提案書について

業務仕様書に基づき、鵜飼観覧船予約システム及びオンライン決済の仕組みを運用していく中で今後、お客様に対するサービスの向上、行政事務の効率を高めることに繋がる機能拡張提案について特長・機能等を分かりやすく記載した企画提案書を作成すること。

企画提案書は、評価の公平性を保つため、Ａ４版・片面７枚以内・左上１ケ所綴じの印刷物とし、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）は記載してはならない。

また、企画提案には、それぞれ次の項目を必ず明記すること。

　　　①　実施体制

　　　　本業務に配置する業務主任者の経験や能力を示すとともに、人員数やそれぞれの

役割など人員体制を分かりやすく記載すること。併せて、次年度以降の保守業務等

の実施体制について、その内容やアピールポイントを分かりやすく記載すること。

　　　②　構築するシステムの利便性

　　　　構築するシステムの使い勝手の良さ（分かりやすいデザイン、簡易な操作性など）

　　　を記載すること。

　　　③　機能拡張提案

　　　　基本仕様書に定める機能以外にお客様サービスの向上や、行政事務の効率を高め

ることに繋がる内容を記載すること。

　　　④　システム構築スケジュール、進捗管理方法

　ウ　経費見積書について

内訳は可能な限り詳細に記載すること。

①　本業務に係る経費

　　　②　システム構築後１０年間の保守業務に要する経費（基本仕様書 １７今後のシステム保守 を参照のこと。）

（３）提出書類の取扱い

ア　この実施要領を含む本プロポーザルに係る全ての書類については、本プロポーザルにおける提案目的以外による使用、複製及び転載を禁止します。

イ　受付期間後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めません。

ウ　提出された書類は一切返却しません。

エ　提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

オ　提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しません。

カ　提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和６０年岐阜市条例２８号）に基づく公開請求により公開する場合があります。

キ　提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。また、提出書類の内容について、別途確認することがあります。

**５　提出方法**

　　提出書類は受付期間内に事務局へ郵送又は持参すること（電子メールでの提出は、受理しない。）なお、持参の場合は、平日の午前９時から午後５時３０分までの間（正午から午後１時までを除く。）に行うこと。

**６　質問受付及び回答**

（１）質問方法

質問受付期間内に、質問書（様式５）を事務局あてに電子メールにより提出すること。その際の件名は、「公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

（２）質問受付期間

「３（２）　スケジュール　②」のとおり

（３）質問に対する回答方法

質問に対する回答は質問者を伏せた形で本市ホームページに掲載する。

なお、事業者選定に公平性を保てないと認められる内容の質問がある場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとする。

（４）質問回答予定日

「３（２）　スケジュール　③」のとおり

**７　契約候補者の選定方法等**

（１）契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定する。

ア　本市が設置する「鵜飼観覧船予約システム及びオンライン決済等構築業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提案内容に係るプレゼンテーションを実施。審査委員会の各委員が評価基準に基づき採点し、合計点数を決定する。

イ　審査委員会の決定した合計点数の高い順に順位を決定する。同点の場合は、審査委員会の各委員の評価ごとに最も多く１位票を獲得した提案者を優位とする。１位票が同数の場合は、その中から２位票の多い提案者を、さらに２位票が同数の場合は、３位票の多い提案者を優位とする。

ウ　イで決定した順位が１位の提案者を契約候補者、２位の提案者を次点契約候補者として選定する。

エ　契約候補者選定後、本市と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で、岐阜市契約規則（昭和３９年岐阜市規則第７号）その他法令等の定めるところにより契約を締結する。

ただし、審査により契約候補者が決まった後に、当該契約候補者に本プロポーザルにおいて失格事項又は不正と認められる行為が判明したこと等により、契約締結の際の交渉が不調となった場合は、次点契約候補者と契約締結の交渉をする。

（２）プレゼンテーション

ア　開催日時・場所

　　「３（２）　スケジュール　⑥」のとおり

　　 詳細は別途、提案者に連絡する。

イ　内容

①　持ち時間は、各提案者、企画提案２０分、質疑応答１０分とする。

②　出席者は、業務主任者を含む３名以内とする。

③　プレゼンテーションの実施順序は、参加表明の受付順とする。

④　プレゼンテーション実施に当たり使用する備品等は全て提案者で用意することとし、使用する備品等については、事前に報告すること。

なお、プロジェクター、スクリーン及びコンセント１か所については、本市で用意する。パソコンは、提案者側で用意すること。また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めません。

（３）審査委員会の運営

審査委員会は、委員３名で組織する。

（４）評価基準

　ア　評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。

イ　評価点は、次のとおり５段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価点数 |
| Ａ | とても優れている | ５点 |
| Ｂ | 優れている | ４点 |
| Ｃ | 普通 | ３点 |
| Ｄ | あまり評価しない | ２点 |
| Ｅ | ほとんど評価しない | １点 |

ウ　「価格評価」は次の算出式を用いて行います。

　　価格点＝５０×（予定価格-見積金額）／予定価格

　　※小数点第１位まで、第２位を四捨五入

エ　審査における最低基準点は、各審査委員の持ち点（１００点満点）合計の６割

とし、参加業者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行います。なお、

応募事業者が１者の場合は、最低基準点を満たした際に、契約候補者として選定し

ます。

※システム構築後10年間の保守業務に要する費用が妥当であるかを評価する場合の

予定価格は、４（２）ウ①本業務に係る経費として提案者が様式４－１で提出した見

積額の２割の１０倍（１０年分）とします。

（５）審査結果の通知及び公表

ア　審査結果は、速やかに提案者宛てに文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

イ　審査結果は、本市ホームページで公表する。なお、審査結果において契約候補者及び次点契約候補者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表する。

ウ　審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けない。

**８　プロポーザル参加に関しての留意事項**

（１）失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

イ　提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合

ウ　経費見積書において見積額が予定価格を超えている場合

エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ　この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

（２）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

（３）費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。

**９　事務局**

〒500-8009

岐阜市湊町１－２　岐阜市鵜飼観覧船事務所

　　　　　　　　　担当：大洞、鷲見

電話：０５８－２６２－０１０４（直通）

　　メールアドレス：[ukai-j@city.gifu.gifu.jp](mailto:ukai-j@city.gifu.gifu.jp)

別紙　評価項目一覧表

【鵜飼観覧船予約システム及びオンライン決済等構築業務委託】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価視点 | 評価点 | 換算値 | 配点 |
| 実績 | 提案業者の実績について、同種業務の実績（平成３０年以降の同種業務の実績件数、実績内容） | ５ | ×４ | ２０点 |
| 実施体制 | 本業務及び次年度以降の保守業務の実施体制は適正であるか。また、経験豊富な業務主任者を配置する、業務の進行に十分な人員を配置するなど、業務遂行が可能な実施体制であるか | ５ | ×４ | ２０点 |
| 利便性 | 構築するシステムの使い勝手の良さ（分かりやすいデザイン、簡易な操作など）は満足であるか。 | ５ | ×３ | １５点 |
| 拡張性 | 機能拡張に対する提案内容がお客様サービス向上や、行政事務の効率を高めることに繋がる魅力的な内容となっているか | ５ | ×３ | １５点 |
| スケジュール評価 | 構築内容の確認及び事業のスケジュールは実行可能なものであるか | ５ | ×２ | １０点 |
| 価格点 | 基準額（予定価格）に対し妥当であるか |  |  | １０点 |
| システム構築後１０年間の保守業務に要する費用が妥当であるか |  |  | １０点 |
| 合　　計 | |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　合計　１００点